

感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの県内未発生期又は県内発生早期において、感染拡大の防止を図るための緊急的措置として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）等に基づき保健所等から入院勧告等を受けた感染者（以下「感染者」という。）又は外出自粛の要請があった濃厚接触者等（以下「濃厚接触者等」という。）が休業を余儀なくされた際に、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 助成金は、次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者に対して、交付するものとする。

- (1) 山梨県内に住所を有する者
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。）第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
- (3) 感染者又は濃厚接触者等
- (4) 休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が支給されない者

(助成経費)

第3条 この要綱による助成経費は、休業により賃金又は事業所得が得られない場合にその休業した日に応じ、定額を助成するものとする。

(助成額)

第4条 交付する助成金の額は、休業した日、一人につき一日4,000円とし、感染者は別に定める期間、濃厚接触者等は保健所等から外出自粛の要請を受けた日から保健所等において示された期間とし、ただし連続した14日間を限度とする。

(助成金交付申請書及び提出期限)

第5条 この要綱により助成を受けようとする者は、感染者は感染が確認された日、濃厚接触者等は保健所等から要請を受けた日以降から申請できるものとし、助成金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 知事は前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により該当者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 申請者は、知事が別に定めた日までに、実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(助成金の交付方法)

第8条 知事は、必要があると認める場合には、申請者に対し、概算払により助成金を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 知事は、申請者より実績報告を受けた場合においては、助成金交付の決定内容等を審査し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、額の確定通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。

(休業終了後の申請)

第10条 申請者は、第4条に定める期間が終了した後に助成金の申請を行う場合、助成金交付申請及び実績報告書(様式第6号)により申請を行うことができるものとする。このとき、第5条に定める助成金交付申請書(様式第1号)及び第7条に定める実績報告書(様式第3号)の提出は省略するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請及び実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書(様式第7号)を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 知事は、申請者が、偽りその他不正の手段により、助成金を受けたとき、助成金に過納若しくは誤納があったとき、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合は、当該助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る額を返還させることができるものとする。

(調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、申請者及び関係機関に対し、検査を行い、又は報告を求める事ができる。

(書類の保管)

第13条 助成金に係る関係書類は、当該助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(制度の廃止)

第14条 知事は、社会情勢の変化等により本助成制度を廃止することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行し、令和3年8月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年1月28日から適用する。